

会議名	令和6年度第4回上下水道事業経営審議会
日時	令和6年8月22日(木) 14:00~15:40
場所	岐阜市役所 6階 6-3会議室
出席委員	服部勝弘委員、浅野裕司委員、箕輪光頭委員、河合智美委員、 佐藤幸太委員、後藤尚久委員(会長)、武藤豪委員、 清水達郎委員、廣瀬美紀委員(副会長)
欠席委員	田島義則委員、森健二委員、服部学委員
次第	1 開会 2 会議 ○報告事項 ・第3回上下水道事業経営審議会における追加資料について ○審議事項 ・水道料金のあり方について (1) 財政計画の改定(案)について (2) 水道料金の改定(案)について 3 その他 4 閉会
議事概要	<p>《報告事項》 資料「第3回上下水道事業経営審議会における追加資料」について事務局から説明。</p> <p>《報告事項に対する質疑》 (1)第3回上下水道事業経営審議会における追加資料について ・質疑無し</p> <p>《審議事項に対する質疑》 ・水道料金のあり方について (1)財政計画の改定(案)について (2)水道料金の改定(案)について ・委員から、水道料金改定案の第1種家事用について従量料金の2区分での改定率の差が大きい理由について質問され、改定率で見ると大きいですが、増加する単価で比較すると同等程度の増額と回答。 ・委員から、調定件数は何を指すのかと質問があり、使用料金の請求件数であると説明。 ・委員から、料金体系の第4種のその他の業種について質問があり、第1種から第3種に含まれない全ての業種であると回答。</p>

・委員から、改定後の一般家庭での具体的請求金額の質問があり、1人世帯で201円（改定率16.42%）、2人世帯で270円（改定率11.20%）、3人世帯で330円（改定率9.63%）、4人世帯で350円（改定率9.3%）であると回答。

・委員から、第3種の公衆浴場の平均使用水量の少ない理由について質問があり、岐阜市内で該当する施設は3施設あるが、井戸水と水道を併用利用しており、いずれの施設も浴場の水は井戸水を利用し、水道は飲料用として利用しており、その平均使用水量であるためと回答。

・委員から、財政計画の再精査により、補てん財源残高が10億円を確保できなくなるのが令和7年度から令和8年度に1年延びたのであれば、料金改定時期も1年先にするのが良いのではとの意見があり、10年先までの財政計画を立案すると、令和8年度には補てん財源残高が10億円を切り、令和10年度には枯渇し、令和16年度には純利益が1億円を切る見通しであることから、上下水道事業の安定経営のため、今回ご提案する令和7年度からの料金改定をお願いするものであること。加えて、補てん財源不足による建設改良費の減額は、強靱化対策の遅れにつながるため、昨年度実施した市民意見交換会において、計画的な老朽化対策実施へのご意見をいただいたことを踏まえ、建設改良費年間35.5億円を維持していきたいと回答。

・委員から、令和2年度の答申時に比べ、物価高騰等の理由により料金改定が必要であることは理解するが、人件費等の変動幅の確認や、経費節減などの経営努力も含めた財政計画を基にした適正な料金改定率について審議するべきではないかとの意見があり、今回提示した財政計画改定案は、10年先の財政状況を想定したものであり、必要最低限の料金改定であることをご理解いただきたいと回答。

・委員から、前回の令和2年の答申時と同じ項目で作成された財政計画の提示を求められ、次回お示しすると回答。

・委員から、水道料金の改定を審議するなかで、市民負担を減らす観点からダウンサイジングを検討するべきではないかとの意見があり、将来の需要減を見通し、現在の管の中に細い管を設置するなどダウンサイジングを実施していると回答。

・委員から、工事発注時期の平準化によるコスト削減などの経営努力の必要性について意見があり、上下水道事業部では高落札対策会議を設置し、各課において年間の発注時期スケジュールを組むことで平準化を図っていると回答。

・委員から、ダウンサイジングの取組で、現存する管の中に新たな管を設置するとあったが、AIによる漏水調査に支障はないかと質問があり、水圧による漏水調査など、各管の構造に応じて、適切な方法により漏水調査が可能であると回答。

・委員から、DXによる業務の効率化の中で、オンラインシステムの導入による効果について質問があり、給排水施設工事申請に関するやり取りをオンライン化することで、申請者と職員にとって来庁時間の削減や業務の効率化が可能となり事務経費の削減につながるものであると回

答。

・委員から、答申案には、改定率、改定時期などの意見があったことについて記載されるのかとの確認があり、これまでの審議での意見を踏まえた答申案を策定すると回答。加えて、次回の審議会では答申案をご確認いただき、そこでご意見をいただいた場合は、答申案を修正、追記すると回答。

《その他の質疑・意見等》

・特になし